

富山県

漁港番号	漁港名	読み	種別	所在地 (市町村名)	漁港 管理者	漁業 協同組合	分区	海岸 保全 区域	港則 法 適用	ビジ ター 受入	指 定 年 月 日	区 域 変 更 年 月 日	離島・ 半島	有人国境 離島	備 考
2310010	宮崎	ミヤザキ	1	下新川郡朝日町	富山県	朝日町		◎			S26.7.28	S54.6.16			
2310020	入善	ニュウセン	1	下新川郡入善町	入善町	入善		○			S26.12.13	H12.8.8			
2310025	石田	イシダ	1	黒部市	黒部市	くろべ		○		○	S59.12.27	S63.12.17			
2310030	高月	タカツキ	1	滑川市	滑川市	滑川		○			S29.10.30				
2310040	四方	ヨカタ	1	富山市	富山市	とやま市		○	○		S26.7.28	S40.4.24			
2310050	阿尾	アオ	1	氷見市	氷見市	氷見		○			S26.12.13		半島		
2310060	藪田	ヤブタ	1	氷見市	氷見市	氷見		○			S26.12.13	S47.3.29	半島		
2310070	宇波	ウナミ	1	氷見市	氷見市	氷見		○			S26.7.28		半島		
2310080	大境	オオサカイ	1	氷見市	氷見市	氷見		○			S27.11.24		半島		
2310090	女良	メヲ	1	氷見市	氷見市	氷見		○			S26.12.13	H2.7.2	半島		
2320010	黒部	クロヘ	2	黒部市	富山県	くろべ		○			S26.12.13	S51.1.16			
2320020	経田	キョウデン	2	魚津市	魚津市	魚津		○		○	S26.7.28	H9.1.21			
2320030	滑川	ナメカワ	2	滑川市	富山県	滑川		○			S26.7.28				
2320040	水橋	ミズハシ	2	富山市	富山市	とやま市		○		○	S26.7.28				
2330010	新湊	シンミナト	3	射水市	富山県	新湊		○	○		S27.12.29	H17.10.26			
2330020	氷見	ヒミ	3	氷見市	富山県	氷見		○	○		S27.6.23	H11.2.3	半島		

(注)

1. 分区欄は、分区の指定がある漁港について本港を含めた当該漁港全体の分区数を表す。
2. 海岸保全区域欄は、「○」は海岸保全区域指定済漁港、「◎」は海岸保全区域指定済漁港中、海岸法第5条第4項の漁港区域に接する海岸保全区域指定済漁港を表す。
3. 港則法適用欄は、「○」が港則法適用漁港、「◎」は関税法上の開港を表す。
4. ビジター(一時利用をいう。)受入欄は、ビジター艇の受入を行っている漁港を「○」で表す。
5. 指定年月日の欄は、一番最初に指定された告示年月日、区域変更年月日の欄は、現在の漁港の区域となった告示年月日を表す。
6. 離島・半島欄の「離島」は離島振興法(昭和28年法律第72号)に基づく離島振興対策実施地域、「半島」は半島振興法(昭和60年法律第63号)に基づく半島振興対策実施地域、「奄美」は奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)に基づく奄美群島に所在する漁港を表す。
7. 有人国境離島欄の「国境離島」又は「特定国境離島」は、有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法(平成28年法律第33号)に基づく有人国境離島地域又は特定有人国境離島地域を構成する離島に存在する漁港を表す。